

入 札 者 心 得

- 1 入札場においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者又は代理人（１名）以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。
- 3 入札場においては、入札者は私語をしてはならない。
- 4 入札者（その代理人を含む。）が入札しようとする場合は、一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示することとし、代理人の場合はその委任状を提出しなければならない。
- 5 一度提出した入札書の取替え、変更又は取消しは認めない。
- 6 次の各号の一に該当する者の入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をした者
 - (3) 委任状を持参しない代理人
 - (4) 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
 - (5) 同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
 - (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
 - (7) 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
 - (8) その他入札に関する条件に違反した者